



第46期
定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト7階
当社会議室

議案 **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

【株主様へのお知らせ】

- ・本総会の議決権行使につきましては、本総会へのご出席のほか、インターネット又は書面（郵送）による事前行使がご利用いただけます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
当社ウェブサイト <https://www.mrkholdings.co.jp>

【お土産に関するお知らせ】

本総会におきまして、ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

(証券コード 9980)

2023年6月13日

株 主 各 位

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
MRKホールディングス株式会社
代表取締役社長 岩本 眞二

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mrkholdings.co.jp/ir/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9980/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト7階
当社会議室

※本総会におきまして、ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第46期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

〔事業報告〕 主要な事業内容、主要な事業所、使用人の状況、主要な借入先の状況、財産及び損益の状況、対処すべき課題、株式に関する事項、取締役の重要な兼職の状況、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、社外役員に関する事項、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

〔連結計算書類〕 連結株主資本等変動計算書、連結注記表

〔計算書類〕 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した書類は、当該書面に記載している事項のほか、上記に掲げる事項を含みます。

本総会開催日時点での感染症流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/9980/>



議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合

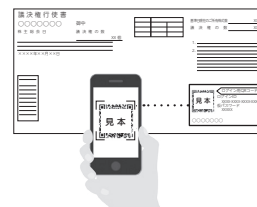


議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取っていただくか、議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」によりログインしていただき、新しいパスワードを登録し、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等が不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後6時到着分まで

- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えております。

第46期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金1円 総額 金101,294,594円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、事前に社外取締役を中心に構成した任意の指名・報酬委員会を経て決定しており、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
候補者番号 ① いわもと しんじ 岩 本 眞 二 (1962年9月12日生) 【所有する当社株式の数】 40,167株	1985年4月 ニチメン株式会社（現双日株式会社）入社 2001年10月 ニチメンメディア株式会社 代表取締役社長 2004年1月 スタイライフ株式会社 代表取締役社長 2008年8月 株式会社ハイマックス 代表取締役社長 2013年4月 株式会社AXES 取締役社長 2013年12月 株式会社エンジェリーベ 取締役副社長 2014年2月 株式会社馬里邑 取締役副社長 2014年11月 株式会社エンジェリーベ 代表取締役社長 2015年3月 夢展望株式会社 社外取締役 2016年6月 健康コーポレーション株式会社（現RIZAPグループ株式会社）取締役 2016年7月 当社取締役 2016年10月 当社専務取締役 2017年4月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任） 2017年5月 MISEL株式会社 取締役（現任） 2018年10月 マルコ株式会社 代表取締役社長社長執行役員（現任） 2019年1月 RIZAPグループ株式会社 執行役員 2019年6月 株式会社エンジェリーベ 代表取締役会長兼社長 2020年6月 RIZAPグループ株式会社 上級執行役員（現任）
<p>【選任理由】同氏は、経営者として、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。同氏は、当社グループの経営判断・意思決定の過程でその知識と経験に基づき経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。同氏には、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	

氏 名	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当、重 要 な 兼 職 の 状 況
候補者番号 ② しお 塩 た 田 てつ 徹 (1973年8月21日生) 【所有する当社株式の数】 一株	2015年 4 月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社 (現PHCホールディングス株式会社) 人事部長・総務部長・CEOオフィス部長 2020年 6 月 RIZAPグループ株式会社 取締役 2020年 6 月 当社取締役 (現任) 2020年 6 月 堀田丸正株式会社 取締役 (現任) 2020年 8 月 RIZAP株式会社 取締役 (現任) 2020年 9 月 株式会社イデアインターナショナル (現BRUNO株式会社) 取締役 (現任) 2020年12月 SDエンターテイメント株式会社 取締役 (現任) 2022年 4 月 RIZAPグループ株式会社 取締役 国内事業・マーケティング・人事・DX統括、社長室長、RIZAP事業統括、REXT事業統括 2022年 4 月 RIZAPビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長 (現任) 2022年 6 月 RIZAPテクノロジーズ株式会社 代表取締役会長 (現任) 2022年 9 月 夢展望株式会社 取締役会長 (現任) 2022年 9 月 REXT株式会社 代表取締役会長兼社長執行役員 (現任) 2022年 9 月 REXT Holdings株式会社 代表取締役会長兼社長執行役員 (現任) 2023年 2 月 健康コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 (現任) 2023年 4 月 RIZAPグループ株式会社 取締役 事業全般・人事統括、社長室長 (現任)
<p>【選任理由】同氏は、人事及び総務等の管理部門に関する豊富な知識と経験を有しており、また、RIZAPグループ株式会社において営業部門を含めた経営全般に携わっております。同氏には、これらの知識と経験に基づいた助言・提言が期待できるほか、グループ間における連携強化のため、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	

氏名	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
候補者番号 ③ かま や たか ゆき 鎌 谷 賢 之 (1974年7月16日生) 【所有する当社株式の数】 一株	2007年4月 三洋電機株式会社 経営戦略部 担当部長 (全社戦略担当) 2009年7月 ソフトバンク株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 社長室 シニアマネージャー (経営戦略担当) 2014年4月 株式会社ナガセ 常務執行役員 2017年1月 RIZAPグループ株式会社 グループ戦略統括室長 2019年6月 株式会社湘南ベルマーレ 取締役 (現任) 2020年6月 RIZAPグループ株式会社 取締役 (現任) 2020年8月 RIZAP株式会社 取締役 (現任) 2020年9月 株式会社アイデアインターナショナル (現BRUNO株式会社) 取締役 (現任) 2020年12月 当社取締役 (現任) 2020年12月 SDエンターテイメント株式会社 取締役 (現任) 2022年6月 夢展望株式会社 取締役 (現任)
【選任理由】 同氏は、RIZAPグループ各社において経営及び管理部門の豊富な知識と経験を有しております。同氏には、これらの知識と経験に基づいた助言・提言が期待できるほか、グループ間における連携強化のため、引き続き取締役候補者としたものであります。	
候補者番号 ④ しげ みつ さくら こ 重 光 桜 子 (1968年7月9日生) 【所有する当社株式の数】 一株	1991年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1998年5月 株式会社ワールド企画入社 2007年2月 江原道株式会社入社 2013年6月 日本タッパーウェア株式会社入社 2014年2月 株式会社ドクターシーラボ入社 2019年1月 株式会社ピリカインターナショナルジャパン入社 2020年8月 ラブストック株式会社 執行役員 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任)
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は化粧品・健康食品のマーケティング及び通信販売において、長年にわたる経験と豊富な知識を有しており、当社の『美の総合総社』に向けた事業展開に関して、その専門的な知見と女性ならではの視点から、また独立社外取締役の立場から取締役の職務執行に対して適切な助言・提言等をいただき、ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合には、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者岩本眞二氏、塩田徹氏及び鎌谷賢之氏は、現在又は過去10年間において当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社及びその子会社の業務執行者であり、各氏の同社及びその各子会社における現在又は過去10年間の地位及び担当は、上記の略歴に記載のとおりであります。

3. 取締役候補者重光桜子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者重光桜子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、取締役候補者塩田徹氏、鎌谷賢之氏及び重光桜子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
7. 当社は、取締役候補者重光桜子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
8. 所有する当社株式の数には、MRKホールディングス役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

以上

【ご参考】取締役及び監査等委員である取締役の経験・専門性と当社取締役会の構成

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会后における当社の取締役及び監査等委員である取締役が有する経験・専門性は、下記のとおりとなります。

	氏名	社外	会社経営	財務・会計	法務 コンプライアンス	人事・労務	業界知見	マーケティング
取締役	岩本眞二		○				○	○
	塩田徹		○			○		○
	鎌谷賢之		○	○	○			
	重光桜子	○					○	○
取締役 (監査等委員)	巻田眞一郎			○	○		○	
	大塚一暁	○			○			
	小島茂	○	○			○		

※上記は、各取締役のこれまでの経験・専門性をもとに当社が特に期待するものに「○」をつけており、各取締役が有する全ての知見・経験を表すものではありません。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、女性の皆様が輝く人生を過ごしていただけるよう美と健康に関する多彩な商品・サービスを提供する『美の総合総社』の実現に向け、補整下着の販売を中心に、美容コスメや健康関連商品並びに、マタニティ及びベビー関連商品、婚礼・宴会関連事業、美容関連事業など、商品・サービスの拡充を推進しております。

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動は万全ではないものの、3年ぶりに政府による行動制限が緩和されるなど、一部では持ち直しの動きも見受けられました。一方で、不安定な国際情勢を背景に、エネルギー・原材料価格の高騰や、急速な円安などが重なり物価が上昇するなど、先行きについては不透明な状況のもと、推移いたしました。

このような状況の中、当社グループでは継続的な新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、お客様及び従業員へ安心・安全な空間の提供に努めてまいりました。

婦人下着及びその関連事業においては、2023年2月に主力の補整下着の基幹シリーズより、新商品を発売し好評を得たほか、新商品や限定商品を多数投入いたしました。

また、オリジナルサプリメントや、オーソティクス（オーダーメイドインソール）及び専用シューズ、並びにオンラインショップ専用補整ランジェリー等が順調に推移した結果、前期に比べ増収増益となりました。

婚礼・宴会関連事業においては、政府による行動制限の緩和により、企業の法人宴会の再開が進んだほか、様々なイベントを開催するなど、顧客ニーズに沿った会場利用の多様化に対応し、法人営業を強化した結果、売上は回復基調で推移いたしました。

その他（主に美容関連事業）においては、若手スタイリストの育成が順調に進むなど、着実に収益基盤の強化が進んだ結果、前期に比べ増収増益となりました。

一方、マタニティ及びベビー関連事業においては、国内出生数が過去最少となるなど、引き続き厳しい状況のもと推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高195億41百万円（前期比3.8%増）、営業利益8億3百万円（前期比18.2%増）、経常利益8億54百万円（前期比16.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5億14百万円（前期比21.4%増）となりました。

当社グループにおける事業セグメントの概要は次のとおりです。

[婦人下着及びその関連事業]

婦人下着及びその関連事業においては、補整下着の販売及び美容コスメや健康食品などの美や健康に関連する商品の販売が主要事業であります。

当連結会計年度においては、テレビCMやウェブプロモーションによる新規集客の好調な推移に加え、体型変化に応じて割引サービスを提供する「Body Make Challenge」を期間限定で開催し、2万5千人を超えるお客様に参加いただくなど、店舗への来店施策を推進した結果、新規来店予約数及び店頭売上の顧客単価が好調に推移いたしました。

また、主力の補整下着においては、基幹シリーズにて新商品「Curvaceous Kales（カーヴィシャス カレス）」を発売したほか、新商品や限定商品を多数投入し、いずれも好評を得ました。

さらに、「MARUKO ASSE（マルコ アッセ）」（オーダーメイドインソール及び専用シューズ）において、顧客からのご紹介を中心に新たな顧客（男性を含む）への拡大が進んだほか、オリジナルサプリメント「M.B.M.S（マルコビューティーメイクサプリメント）」が堅調に推移するなど、主力事業として、より一層の強固な収益基盤の構築を推進いたしました。

以上の結果、売上高は173億54百万円（前期比4.0%増）、セグメント利益は10億65百万円（前期比8.3%増）となりました。

[マタニティ及びベビー関連事業]

マタニティ及びベビー関連事業においては、マタニティ及びベビー向けのアパレルや雑貨販売が主要事業であります。

当連結会計年度において、国内出生数が過去最少となるなど、厳しい経営環境のもと推移いたしました。そのような環境のもと、在庫の適正化や商品戦略の見直しを行ったほか、新たな収益事業の創出など、次期以降の中長期的な成長に向けた改革に取り組みました。

以上の結果、売上高は11億93百万円（前期比11.9%減）、セグメント損失は1億10百万円（前期は70百万円のセグメント損失）となりました。

[婚礼・宴会関連事業]

婚礼・宴会関連事業においては、結婚式場の運営やカフェ・レストランなどの飲食事業の運営が主要事業であります。

当連結会計年度においては、政府による行動制限の緩和に伴い、婚礼・宴会の予約と施行において着実に復調の兆しが見られました。また、イベントや法人宴会など法人向け営業を強化し、着実に収益改善が進みました。

以上の結果、売上高は4億7百万円（前期比59.5%増）、セグメント損失は1億57百万円（前期は2億10百万円のセグメント損失）となりました。

[その他]

その他においては、美容関連事業などが主要事業であります。

当連結会計年度においては、コロナ禍の影響も落ち着きを見せ始めたことから、美容関連事業において、安定的な顧客基盤と新規顧客の増加による施術売上が堅調に推移したほか、物販売上が好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は6億48百万円（前期比9.1%増）、セグメント利益は10百万円（前期は23百万円のセグメント損失）となりました。

事業区分別の売上高は次のとおりです。

事業区分	売上高(百万円)	構成比(%)
婦人下着及びその関連事業	17,354	88.8
マタニティ及びベビー関連事業	1,193	6.1
婚礼・宴会関連事業	407	2.1
その他	648	3.3
調整額	△62	△0.3
合計	19,541	100.0

※ 各事業区分別の売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、有形固定資産に4億68百万円、無形固定資産に68百万円及び差入保証金に38百万円であります。その主なものは店舗の新規出店・移転・改装に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として1億円の調達を行いました。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

i) 親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、当社の普通株式を55,000,000株（議決権比率54.30%）保有しております。当社と親会社は役員・兼務等の関係があります。

当社と親会社である同社の主な取引としては、当社は同社に短期貸付金として資金の貸付を行っているとともに、金融機関からの一部の借入に対し、同社より債務保証を受けております。

ii) 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性があり当社の利益を害さないものと考えております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、社内規定に基づき、親会社から独立して意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性については問題ないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
マ ル コ 株 式 会 社	10百万円	100%	体型補整用婦人下着の販売、 マタニティ及びベビー関連事業
M I S E L 株 式 会 社	100百万円	100%	婚礼・宴会関連事業、美容関連事業

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当
岩本 眞二	代表取締役社長社長執行役員
塩田 徹	取締役
鎌谷 賢之	取締役
重光 桜子	取締役（社外取締役）
巻田 眞一郎	取締役 監査等委員（常勤）
大塚 一暁	取締役（社外取締役） 監査等委員
小島 茂	取締役（社外取締役） 監査等委員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）巻田眞一郎氏は、過去に当社の経理部門において長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため巻田眞一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役重光桜子氏並びに社外取締役（監査等委員）大塚一暁氏及び小島茂氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会の諮問内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下のとおりであります。

『美の総合総社』として、MRKホールディングスグループの経営を担う優秀な人材を確保し、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

<基本報酬>

- ・常勤または非常勤の別、業務分担の状況及び会社への貢献度等に応じて月額の設定額を支給する。

<賞与>

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
- ・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上高及び連結経常利益を指標とし、当該事業年度の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する「オンターゲット型」とする。

なお、「基本報酬」と「賞与」の合計額の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第39期定時株主総会で決議された年額280,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内）とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く)	32,849千円	32,849千円	-	6名
取締役 (監査等委員)	17,053千円	17,053千円	-	6名

- (注) 1. 上記には、2022年6月28日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名及び取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役2名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 社外取締役（監査等委員を除く）1名に対する基本報酬は3,600千円であり、上記報酬等の総額に含まれております。
4. 社外取締役（監査等委員）4名に対する基本報酬は5,920千円であり、上記報酬等の総額に含まれております。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第39期定時株主総会において年額280,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名であります。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第39期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。
6. 取締役会は、代表取締役若本眞二氏に対し、常勤または非常勤の別、業務分担の状況及び会社への貢献度等を踏まえた各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の業務分担、会社への貢献度等を踏まえた評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に際しては、指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 社外役員が親会社等又はその子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が当社の親会社等又はその子会社等（兄弟会社）から受けた役員報酬等の総額（当社の社外役員であった期間に受けたものに限る。）は8,100千円であります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[12,312,030]	流動負債	[3,245,008]
現金及び預金	2,556,645	買掛金	1,115,751
売掛金	5,005,114	短期借入金	100,000
商品	1,199,559	リース債務	16,547
原材料及び貯蔵品	156,536	未払法人税等	276,560
関係会社短期貸付金	3,000,000	賞与引当金	220,225
その他	456,340	ポイント引当金	80,000
貸倒引当金	△62,165	株主優待引当金	211,014
固定資産	[5,737,393]	資産除去債務	12,454
(有形固定資産)	(3,719,879)	その他	1,212,454
建物及び構築物	2,091,731	固定負債	[552,048]
機械及び装置	4,187	リース債務	58,813
車両運搬具	565	繰延税金負債	2,068
工具、器具及び備品	129,741	資産除去債務	486,344
土地	1,404,163	その他	4,822
リース資産	67,968	負債合計	3,797,056
建設仮勘定	21,521	(純資産の部)	
(無形固定資産)	(373,585)	株主資本	[14,073,364]
(投資その他の資産)	(1,643,927)	資本金	6,491,360
関係会社長期貸付金	40,962	資本剰余金	6,473,978
繰延税金資産	405,302	利益剰余金	1,108,108
退職給付に係る資産	346,139	自己株式	△82
その他	961,617	その他の包括利益累計額	[179,002]
貸倒引当金	△110,093	退職給付に係る調整累計額	179,002
資産合計	18,049,423	純資産合計	14,252,367
		負債純資産合計	18,049,423

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		19,541,481
売上原価		4,704,949
売上総利益		14,836,532
販売費及び一般管理費		14,032,574
営業利益		803,958
営業外収益		
受取利息	107,696	
受取手数料	38,331	
その他	29,839	175,867
営業外費用		
支払利息	563	
株主優待引当金繰入額	112,738	
その他	11,632	124,934
経常利益		854,891
特別利益		
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	10,414	
受取補償金	26,273	
その他	974	37,662
特別損失		
固定資産売却損	405	
減損損失	15,701	
災害による損失	20,765	
その他	7,592	44,465
税金等調整前当期純利益		848,088
法人税、住民税及び事業税	288,850	
法人税等調整額	45,092	333,943
当期純利益		514,145
親会社株主に帰属する当期純利益		514,145

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

MRKホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沖 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田直子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MRKホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MRKホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

MRKホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沖 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田直子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MRKホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容については検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

MRKホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 巻 田 眞一郎 ㊟

監 査 等 委 員 大 塚 一 暁 ㊟

監 査 等 委 員 小 島 茂 ㊟

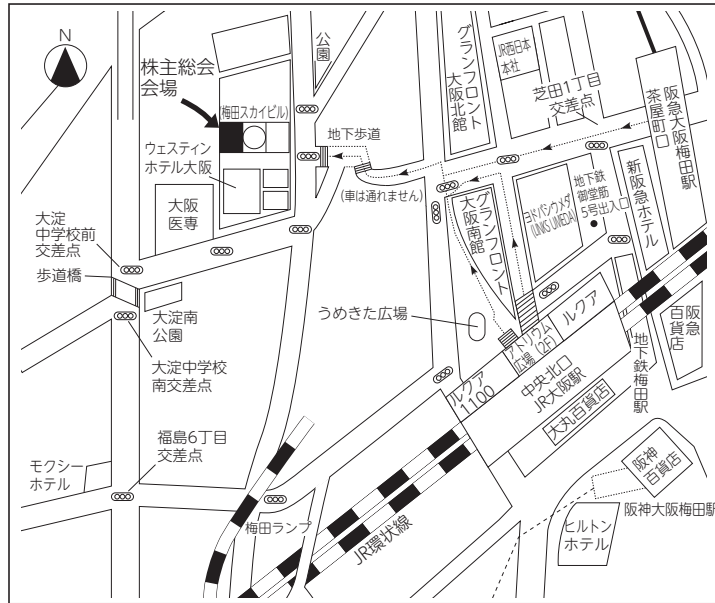
(注) 監査等委員大塚一暁及び小島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト7階
当社会議室
電話 06-7655-5000

交通 JR「大阪駅」中央北口より徒歩10分
阪急「大阪梅田駅」茶屋町口より徒歩15分
阪神「大阪梅田駅」百貨店口より徒歩15分
大阪メトロ「梅田駅」5番出口より徒歩15分



※本総会専用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でご来場の際は、近隣の有料駐車場のご利用をお願い申し上げます。